

利益相反マネジメント方針

（目的）

第1条 公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）は、わが国におけるバレーボール界を統括し代表する団体として、バレーボール競技の普及および振興を図り、もって児童・青少年の健全な育成および国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする。その目的を達成するため、公益財団法人として、定款第4条に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行っている。本協会は、本事業を推進するに当たり、本協会役職員、選手、指導者等の関連当事者（以下、「本協会関係者」という。）と本協会との間で生じ得る利益相反を以下のように適正に管理する。

- （1）本協会は、本協会関係者が安心して取り組むことができる透明性の高い本事業を推進するため、利益相反管理体制を構築し、継続的に運用する。
- （2）本協会は、利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であることを本協会関係者が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実行する。
- （3）本協会は、本協会関係者に対して利益相反管理体制に必要な情報の開示を求め、適切に対処する。

（利益相反取引該当性）

第2条 本協会では、本協会が本協会と取引を行う者（以下「取引相手」という。）との取引において、以下（1）ないし（3）の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、利益相反を適切に管理するコンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）による審議対象とする。

- （1）本協会が契約当事者となる取引
- （2）職務権限規程におけるグループシニアダイレクターの決裁権限以上の対価を伴う物品の販売・役務の提供・賃貸借・保証等に関する取引
- （3）本協会関係者、その配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）もしくは三親等内の親族（事実上婚姻関係にある者を含む。）、または本協会関係者から受ける金銭その他財産によって生計を維持する者が次の①ないし③のいずれか一つにでも該当する取引、または、本協会関係者の懇意にする団体が次の①に該当する取引。なお、本ポリシーにおいて「懇意にする団体」とは、本協会関係者が現在または過去に、雇用されまたは所属したことのある会社または団体を言うものとする。

①取引相手

②取引相手の役員（会社にあつては取締役または執行役、その他の法人にあつては理事）

③取引相手の株式または持ち分の20%以上を保有

(利益相反の判断基準)

第3条 本協会関係者の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本協会としてこれを許容できないものと判断する。本協会関係者の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本協会関係者が本協会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- (2) 本協会関係者が、本協会における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合
- (3) 当該取引により、本協会の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

(改廃)

第4条 本方針は、業務執行理事会の決議により改廃することができる。

附則

- 1. 本方針は、2021年2月19日制定する。
- 2. 本方針は、2022年11月29日より施行する。
- 3. 本方針は、2026年1月28日より施行する。

以上